

児童福祉施設等におけるカメラの設置及び運用に関する取扱いについて

令和6年2月16日 鳥取県子ども家庭部

児童福祉施設等（以下「施設等」という。）におけるカメラの設置及び運用に関する取扱いを下記のとおり定めました。

施設等における適切な運用を図るため、既に設置済みのカメラも含めた運用の参考としてください。

1 カメラの設置及び運用に関する基本的な事項

（1）設置目的の明確化

- ・カメラ設置の要否については、保護者や子どもの状況、施設等の状況を踏まえて各施設等において判断すること。
- ・カメラを設置及び運用するときは、目的が正当であり、撮影の必要性があることなど、設置目的を明確にし、目的を逸脱した利用を行わないこと。また、必要に応じて保護者、職員、関係者等にカメラの設置及び運用を事前に周知することとし、カメラ設置の趣旨・目的等について十分に説明すること。
- ・カメラは子どもや来訪者等がカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する可能性があることを設置場所等に掲示すること。

（2）管理体制の構築

- ・施設等が設置したカメラによる映像又は画像（以下「映像等」という。）の取扱い、情報漏えい防止、映像等の保管などのカメラの設置及び運用に関する事項を定めるなど、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」（平成28年11月10日鳥取県くらしの安心推進課策定）を参考に管理体制の構築に努めること。
- ・カメラの設置及び運用に関する問い合わせや苦情については、誠実かつ迅速な対応に努めること。

（3）映像等の保存・取扱い

- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像等を取得する場合、当該映像等は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）」（以下「法令等」という。）に規定する「個人情報」に該当することから、法令等に基づき適切に取り扱うこと。
- ・映像等の公表を伴っていなくても、撮影自体がプライバシーの侵害になる可能性があるため留意すること。
- ・映像等の保存期間を設定する、不必要な映像等は保存しないなど、プライバシー保護に配慮した映像等の管理を徹底すること。
- ・カメラの設置及び運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないなど、秘密の保持を徹底すること。
- ・パソコンで映像等を取り扱う場合は、コンピューターウイルス対策等の措置を講じること。
- ・カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合、カメラや映像等に適切なパスワードを設定するなど、外部への情報漏えい防止対策等の措置を講じること。

2 性被害・不適切保育等の事案を確認した場合の対応

映像等を確認した結果、性被害・不適切保育等の事案を確認した場合は、速やかに県・各市町村等の担当窓口へ報告をすること。

<引用・参考文献>

- ・「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」（平成28年11月10日鳥取県くらしの安心推進課策定）
- ・「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について」（令和6年1月25日付こ成総第3号等）別紙「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」
- ・「令和5年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」Q&A（こども家庭庁）
- ・「学校安全特別対策事業費補助金（学校における性被害防止対策に係る支援）」FAQ（文部科学省）